

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課)

○生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課)

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同)

○生活保護法による介護機関の指定 (同)

○生活保護法による施術者の指定 (同)

○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課)

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)

(十件) (水産林政総務課)

○保安林の指定の予定 (森林整備課)

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所)

公 告 (産業立地推進課)

○採石業務管理者試験の試験会場の変更 (建築宅地課)

○開発行為に関する工事の完了(二件) (教育庁施設整備課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (監査委員)

○外部監査人の監査の事務の補助の終了 (宮城海区漁業調整委員会)

○宮城海区漁業調整委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する規程

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の

規程の一部を改正する規程

九

ページ

規程に基づく告示を廃止する告示

## 告 示

○宮城県告示第七百四号  
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

| 番号 | 種類 | 図書類の名称                                       | 発行所         |
|----|----|--|-------------|
| 一  | 書籍 | 有名美女&アイドル封印したい黒歴史発掘！<br>ISBN9781418663216921 | 株式会社ブレインハウス |
| 二  | 雑誌 | 実録JOKER 2021年9月号<br>08019109                 | 株式会社ダイアプレス  |
| 三  | 雑誌 | 実話ナックルズGOLD Vol. 21<br>68545104              | 株式会社大洋図書    |
| 四  | 雑誌 | 臨時増刊ラヴァーズ VOL. 21<br>68545129                | 株式会社大洋図書    |
| 五  | 雑誌 | まんが水商売夜の残酷実話 裏社会に最も近い業界<br>53456113          | 株式会社コアマガジン  |
| 六  | 雑誌 | Young Love Comica<br>2021年9月号                | 株式会社宙出版     |
| 七  | 雑誌 | 裏モノJAPAN 2021 10<br>01805110                 | 株式会社鉄人社     |
| 八  | 雑誌 | 麗人 9月号 2021<br>09613119                      | 株式会社竹書房     |
| 九  | 雑誌 | ほんとうに怖い童話 2021年10月号<br>08103110              | ぶんか社        |
| 十  | 雑誌 | 芸能美女ヤバすぎ黒歴史全部見せSP<br>66239122                | 株式会社ダイアプレス  |

### 二 指定理由

図書類の内容が、一から八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七五五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称                 | 所 在 地                         | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|-------------------------------|-----------|
| ふくふく薬局              | 石巻市あけほの三丁目一―五                 | 令和三年八月一日  |
| しぶや薬局宮野中央店          | 栗原市築館宮野中央三丁目四番五号              | 令和三年七月一日  |
| クスリのアオキ古川駅前薬局       | 大崎市古川駅東二丁目四番三十五号              | 令和三年八月一日  |
| ウエルシア薬局イオンモール新利府北館店 | 宮城県利府町利府字新屋田前二十二イオンモール新利府北館一階 | 令和三年八月一日  |

○宮城県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称      | 所 在 地                | 廃 止 年 月 日  |
|----------|----------------------|------------|
| やまもと薬局   | 亶理郡山元町高瀬字合戦原七十二番地三十五 | 令和三年七月三十一日 |
| そごう薬局角田店 | 角田市角田字町百九十四―一        | 令和三年七月三十一日 |
| 菊地歯科医院   | 亶理郡山元町浅生原字作田山二―七十五   | 令和三年八月十日   |
| 阿部歯科医院   | 栗原市栗駒中野沼尻前四十四―一      | 令和三年七月二十一日 |

○宮城県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

| 事業所の名称                     | 事業所の所在地          | 申請者の名称        | 申請者の所在地          | 指 定 年 月 日 |
|----------------------------|------------------|---------------|------------------|-----------|
| みやぎ県南医療生活協同組合 訪問看護ステーション柚子 | 柴田郡柴田町船岡新栄四―四―一  | みやぎ県南医療生活協同組合 | 柴田郡柴田町船岡新栄四―四―一  | 令和二年十月一日  |
| やまと訪問看護ステーション              | 登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地 | 医療法人社団やまと     | 登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地 | 令和二年四月一日  |

二 介護予防訪問看護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------|--------|---------|-----------|
|        |         |        |         |           |

|                               |                  |                   |          |
|-------------------------------|------------------|-------------------|----------|
| みやぎ県南医療生活協同組合<br>問看護ステーション 柚子 | 柴田郡柴田町船岡新栄四一四一   | みやぎ県南医療生活協同組<br>合 | 令和二年十月一日 |
| やまと訪問看護ステーション                 | 登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地 | 医療法人社団やまと         | 令和二年四月一日 |

○宮城県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 施術所の名称  | 住所又は施術所の所在地       | 指定年月日      |
|-------|---------|-------------------|------------|
| 三上 将貴 | 名取駅前接骨院 | 名取市増田二一四一五十五 ハピナ百 | 令和三年八月二十五日 |

○宮城県告示第七百九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年九月十七日

○宮城県告示第七百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区<br>の名称       | 水 域 区 域             | 同意成立の<br>届出年月日 | 発起人の住所及び氏名                                   | 漁業の種類   | 特定第一号<br>漁業者数 |
|------------------|---------------------|----------------|--|---|---------------|
| 宮城県<br>第三加<br>入区 | 共第百二<br>号漁業権<br>の区域 | 令和三年九<br>月六日   | 気仙沼市亀山七一二十<br>八 小松 武<br>気仙沼市駒形百十七<br>村 上 恭 男 | 漁業災害補<br>償法施行令<br>（昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号）第九十<br>三條に規定す<br>る漁業 | 五百八十七<br>人    |

○宮城県告示第七百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区<br>の名称       | 水 域 区 域             | 同意成立の<br>届出年月日 | 発起人の住所及び氏名   | 漁業の種類   | 特定第一号<br>漁業者数 |
|------------------|---------------------|----------------|--|---|---------------|
| 宮城県<br>第八加<br>入区 | 共第百五<br>号漁業権<br>の区域 | 令和三年九<br>月六日   | 気仙沼市波路上後原二<br>十六一八 島山 信 夫<br>気仙沼市長磯下原六十<br>六 一 守 菊 田 | 漁業災害補<br>償法施行令<br>（昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号）第九十<br>三條に規定す<br>る漁業 | 三百四十一<br>人    |

○宮城県告示第七百十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                           |        |  |                                |  |   |                             |
|---------------------------|--------|--|--------------------------------|--|---|-----------------------------|
| 加入区<br>宮城県<br>第十四号<br>加入区 | 水<br>域 | 区<br>宮城県<br>協同漁<br>業の歌<br>支所の<br>沖合岸<br>線沖合<br>メ1ト<br>域)未<br>満の区 | 同意成立の<br>届出年月日<br>令和三年<br>九月六日 | 発起人の住所及び氏名<br>本吉郡南三陸町歌津字<br>伊里前三百二十五<br>阿部洋<br>七<br>本吉郡南三陸町歌津<br>字三陸町歌津字<br>三<br>均 | 漁業の種類<br>漁業災害補<br>償法施行令<br>第九十三<br>号(昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号)第五十三<br>条に規定する<br>漁業 | 特定第一号<br>漁業者数<br>七百九十三<br>人 |
|---------------------------|--------|--|--------------------------------|--|---|-----------------------------|

○宮城県告示第七百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                           |        |   |                                |   |   |                       |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|-----------------------|
| 加入区<br>宮城県<br>第十六号<br>加入区 | 水<br>域 | 区<br>宮城県<br>協同漁<br>業の志<br>川支所<br>の志津<br>地区の<br>ち志津<br>の区域<br>(海岸線<br>沖合岸<br>メ1ト<br>域)未<br>満の区 | 同意成立の<br>届出年月日<br>令和三年<br>九月六日 | 発起人の住所及び氏名<br>本吉郡南三陸町志津川<br>字天王山三十八番地百<br>三十七<br>久保田 司<br>本吉郡南三陸町志津川<br>字内井田六十八番地一<br>渡邊 公二 | 漁業の種類<br>漁業災害補<br>償法施行令<br>第九十三<br>号(昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号)第五十三<br>条に規定する<br>漁業 | 特定第一号<br>漁業者数<br>四百四人 |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|-----------------------|

○宮城県告示第七百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                           |        |   |                                |   |   |                        |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|------------------------|
| 加入区<br>宮城県<br>第十八号<br>加入区 | 水<br>域 | 区<br>宮城県<br>協同漁<br>業の志<br>川支所<br>の志津<br>地区の<br>ち志津<br>の区域<br>(海岸線<br>沖合岸<br>メ1ト<br>域)未<br>満の区 | 同意成立の<br>届出年月日<br>令和三年<br>九月六日 | 発起人の住所及び氏名<br>本吉郡南三陸町戸倉字<br>藤浜六十一番地七<br>後藤 春吉<br>本吉郡南三陸町戸倉<br>字三陸町六<br>寺浜八十六番地六<br>阿部 優 | 漁業の種類<br>漁業災害補<br>償法施行令<br>第九十三<br>号(昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号)第五十三<br>条に規定する<br>漁業 | 特定第一号<br>漁業者数<br>二百三十人 |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|------------------------|

○宮城県告示第七百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                           |        |   |                                |   |   |                       |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|-----------------------|
| 加入区<br>宮城県<br>第二十号<br>加入区 | 水<br>域 | 区<br>宮城県<br>協同漁<br>業の志<br>川支所<br>の志津<br>地区の<br>ち志津<br>の区域<br>(海岸線<br>沖合岸<br>メ1ト<br>域)未<br>満の区 | 同意成立の<br>届出年月日<br>令和三年<br>九月六日 | 発起人の住所及び氏名<br>石巻市雄勝町名振字東<br>十二<br>高橋 守次<br>石巻市雄勝町名振字東<br>十二<br>石巻 孝<br>石巻 孝 | 漁業の種類<br>漁業災害補<br>償法施行令<br>第九十三<br>号(昭和三十<br>九年政令第<br>二百九十三<br>号)第五十三<br>条に規定する<br>漁業 | 特定第一号<br>漁業者数<br>三十一人 |
|---------------------------|--------|---|--------------------------------|---|---|-----------------------|

○宮城県告示第七百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |        |   |                |            |       |               |
|------------|--------|---|----------------|------------|-------|---------------|
| 加入区<br>の名称 | 水<br>域 | 区<br>宮城県<br>協同漁<br>業の志<br>川支所<br>の志津<br>地区の<br>ち志津<br>の区域<br>(海岸線<br>沖合岸<br>メ1ト<br>域)未<br>満の区 | 同意成立の<br>届出年月日 | 発起人の住所及び氏名 | 漁業の種類 | 特定第一号<br>漁業者数 |
|------------|--------|---|----------------|------------|-------|---------------|



(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山三六の二三、字神楽岡五九の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び涌谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

利府町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

利府町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成三十八年三月三十一日まで」を「昭和五十年二月二十一日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年九月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

一 就任した者

|           |        |                 |     |
|-----------|--------|-----------------|-----|
| 就任年月日     | 氏名     | 住 所             | 役職名 |
| 令和三年八月十九日 | 佐々木 清隆 | 黒川郡大郷町粕川字土手崎六番地 | 理事  |

二 退任した者

|           |       |                     |     |
|-----------|-------|---------------------|-----|
| 退任年月日     | 氏名    | 住 所                 | 役職名 |
| 令和三年七月十九日 | 佐藤 好治 | 黒川郡大郷町粕川字新長沼三十八番地の一 | 理事  |

### 公 告

○採石法（昭和二十五年法律第百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、令和三年七月三十日付け宮城県公報第二百二十五号において実施を公告した採石業務管理者試験の試験会場を次のとおり変更する。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前 試験会場 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

変更後 試験会場 宮城県庁行政庁舎二階講堂

ハ―ネル仙台二階松島A B

なお、試験会場の変更に関する問合せは、宮城県経済商工観光部産業立地推進課指導調整班（電話〇二二―二二―二七三二）を行うこと。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年九月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡利府町加瀬字十三本塚百十九番二十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市若林区荒井一丁目十八番地の十  
株式会社パースプロジェクト

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年九月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
加美郡色麻町四竈字大原二百八十三番二の一部、二百八十四番二、二百八十四番四、二百八十四番五、二百八十四番七（一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

色麻町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 佐沼高校仮設校舎貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 令和四年八月一日から令和七年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県佐沼高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の

申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴行等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの設置現場に配置できること。

なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より三ヶ月以上前から入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年十月一日（金）午後五時まで申請すること。

また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 佐藤 栄喜 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 入札説明書及び設計図書

(一) 入札に参加しようとする者は、令和三年九月二十八日（火）午後五時十五分までに設計図書の交付を2の場所で受けること。

(二) 郵送による交付を希望する場合は、令和三年九月二十七日（月）まで2へ申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十月七日（木）から令和三年十月十五日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十月十五日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和三年十月二十一日（木）午前九時から令和三年十月二十九日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 令和三年十月二十九日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所  
令和三年十一月一日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十五階 施設整備課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Leasing of a temporary school building for Miyagi Prefecture Sanuma High School (1 set)

2 Planned Period of Contract : From August 1, 2022 to March 31, 2025

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sanuma High School (1 Suehiro, Sanuma, Hasamacho, Tome City, Miyagi Prefecture)

4 Deadline for Bid Submission : October 29, 2021 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : SATO Eiki, Prefectural School Management Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3353

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第22号

包括外部監査人福土直和から、次の者に当該包括外部監査人の監査の事務を補助させる必要がなくなった旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第9項の規定により、

次のとおり告示する。

令和3年9月17日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 宮城県監査委員 | 本 | 木 | 中 | 一 |
| 宮城県監査委員 | 大 | 田 | 森 | 野 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 田 | 里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | 計 |   |

包括外部監査人の監査の事務を補助する者でなくなった者の氏名及び住所

氏 名 住 所  
水 野 由 貴 宮城県名取市美田園6丁目8番地の21

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

宮城海区漁業調整委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月十七日

宮城海区漁業調整委員会  
会 長 關 哲 夫

○宮城海区漁業調整委員会規程第一号

宮城海区漁業調整委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する規程

宮城海区漁業調整委員会規程第三号(改正)の一部を次のように改正する。  
本規程中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(令和二年三月十七日宮城海区漁業調整委員会規程第三号)」及び「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。をいう。))又は」を削ぐ。

行政の推進等に関する条例」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)」及び「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。をいう。))又は」を削ぐ。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○宮城海区漁業調整委員会告示第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程第四条第一項の規程に基づく告示(平成十七年五月十日宮城海区漁業調整委員会告示第一号)を廃止する告示を次のように定める。

令和三年九月十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 關 哲 夫

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規程に基づく告示を廃止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規程に基づく告示（平成十七年五月十日宮城海区漁業調整委員会告示第一号）は廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。